

教育振興基金の管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育振興基金積立条例（平成21年豊中市条例第8号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、教育振興基金（以下「基金」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(基金を財源とする事業の実施)

第2条 基金を財源として実施することができる事業（以下「基金事業」という。）は、条例第1条に規定する基金の趣旨に合致する事業（当該事業に要する経費が基金の残高を超えるものを除く。）であって、原則として当該事業の実施年度の末日までに事業が完了するものとする。

(計画書の提出)

第3条 基金事業を実施しようとする課等の長は、市長が定める日までに基金事業実施計画書（別紙様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(報告)

第4条 基金事業を所管する課等の長は、基金事業を実施したときは、市長が定める日までに基金事業実施報告書（別紙様式第2号）を市長に提出するものとする。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 教育振興基金を財源とする事業の実施手順に関する内規（平成22年9月1日制定）は、廃止する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。